

(意見 1)

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」  
(情報通信審議会平成 16 年諮問第 8 号 第 4 次中間答申 (平成 19 年 8 月 2 日))  
に対するご意見

氏名：会長 高知県政策企画部情報政策課長 伊藤 博明  
所属団体または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会  
住所：高知市本町 4 丁目 1 番 16 号 (高知県政策企画部情報政策課内)  
連絡先 (電話番号)：088-823-9650  
(電子メール)：[121401@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:121401@ken.pref.kochi.lg.jp)

ページ	2
ご意見等	(1) 放送のデジタル化とアナログ放送終了の意義 地方自治体にも関わりのある例として、②安心・安全な社会の実現等のためにブロードバンド通信が可能な「自営通信」とあるが、この記述だけでは、理解できない。 地方自治体や住民が理解しやすいよう、具体的な使用例なども含めた説明をすること。
理由	地方自治体や住民がしっかり理解できるようなデジタル化の意義 (メリット) の説明がないままでは、円滑なデジタル化への移行に支障を来してしまう。具体的でわかりやすい説明が必要。

(意見 2)

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」

(情報通信審議会平成 16 年諮問第 8 号 第 4 次中間答申 (平成 19 年 8 月 2 日))

に対するご意見

氏名：会長 高知県政策企画部情報政策課長 伊藤 博明

所属団体または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会

住所：高知市本町 4 丁目 1 番 1 6 号 (高知県政策企画部情報政策課内)

連絡先 (電話番号)：0 8 8 - 8 2 3 - 9 6 5 0

(電子メール) [121401@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:121401@ken.pref.kochi.lg.jp)

ページ	3
ご意見等	(3) 取組の基本姿勢 「本答申において提言された事項について、政府が十分尊重し実行に移すことを期待するとともに、その他の関係者による取組が行われることも併せて期待するものである。また、その際には、本答申により提言された事項が国民に十分理解されるよう、政府が取り組むことが適切であると考える。」とされていることについて、国においては、審議会からの答申を十分尊重し、実行されるようお願いする。
理由	

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」  
(情報通信審議会平成 16 年諮問第 8 号 第 4 次中間答申 (平成 19 年 8 月 2 日))  
に対するご意見

氏名：会長 高知県政策企画部情報政策課長 伊藤 博明  
所属団体または会社名：地上デジタル放送普及対策絵検討会  
住所：高知市本町 4 丁目 1 番 16 号 (高知県政策企画部情報政策課内)  
連絡先 (電話番号)：0 8 8 - 8 2 3 - 9 6 5 0  
(電子メール)：121401@ken.pref.kochi.lg.jp

ページ	8
ご意見等	<p>(1) 中継局の整備についての基本的考え方</p> <p>国及び放送事業者は、アナログ放送時に放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯、すなわち放送事業者の自助努力によって 100%カバーされるべき地域を早急に明確にすべきである。</p> <p>また、「アナログ放送時に電波でカバーしていた地域」の基準を定めるにあたっては、地域や放送事業者により電界強度や測定手法等が異なることが無いよう統一的な基準を定めるべきである。</p>
理由	<p>アナログ放送時に放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、放送事業者の自助努力によってアナログ放送時の 100%がカバーされるべきであるが、その他の世帯の視聴環境整備については、国、放送事業者その他の関係者がそれぞれの役割を果たしていくべきとされている。</p> <p>それぞれについて具体的対策を早急に検討する必要があるが、<u>検討すべき地域が明確になっていないことから、検討が進まない。</u>よって、まず国及び放送事業者が、アナログ放送を電波でカバーしている地域を明らかにすべきである。</p> <p>その後、アナログエリア外の視聴環境整備を個別具体的に如何に進めていくかを、本事業が国策であるという共通認識に立って、関係者の合意のもとで役割分担を図るべきである。</p>

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」  
(情報通信審議会平成 16 年諮問第 8 号 第 4 次中間答申 (平成 19 年 8 月 2 日))  
に対するご意見

氏名：会長 高知県政策企画部情報政策課長 伊藤 博明  
所属団名または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会  
住所：高知市本町 4 丁目 1 番 16 号 (高知県政策企画部情報政策課内)  
連絡先 (電話番号)：0 8 8 - 8 2 3 - 9 6 5 0  
(電子メール)：[121401@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:121401@ken.pref.kochi.lg.jp)

ページ	8
ご意見等	(1) 中継局の整備についての基本的考え方 放送事業者が、中継局ロードマップ上、アナログカバーエリア内で共聴施設やケーブルテレビに移行するとしている地域に対し、具体的な移行の計画と対応を明確にすることは、「努力」では十分ではなく、期限を定め責任を持った対応が図られるべきである。
理由	アナログ放送時に、放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、デジタル放送局の免許主体である当該放送事業者が自助努力によってアナログ放送時の 100% をカバーすべきであることは従前より示されてきたが、中継局ロードマップは示されるものの、100% 達成に向けた具体的な計画は未だ示されていない。 2011 年 7 月のデジタル完全移行まで期間が限られており、期限までに視聴者がデジタル放送受信の対応を行なうためにも、確実に 100% が達成される計画を早期に明らかにすべきである。

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」  
(情報通信審議会平成 16 年諮問第 8 号 第 4 次中間答申 (平成 19 年 8 月 2 日))  
に対するご意見

氏名：会長 高知県政策企画部情報政策課長 伊藤 博明  
所属団名または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会  
住所：高知市本町 4 丁目 1 番 16 号 (高知県政策企画部情報政策課内)  
連絡先 (電話番号)：0 8 8 - 8 2 3 - 9 6 5 0  
(電子メール) [121401@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:121401@ken.pref.kochi.lg.jp)

ページ	8～9
ご意見等	(2) 民間放送事業者の中継局整備に対する支援のあり方 デジタル中継局整備は、放送事業者の自助努力を基本とし、放送事業者の一層の努力にもかかわらず、建設見込みの立っていない中継局の建設を確実にするため、来年度以降も引き続き財政上の措置を国として検討していくことが必要であるとされている。国は、ロードマップにおいて「検討中」とされている中継局が多数ある状況を踏まえて、それらの整備が着実に推進されるよう放送事業者を指導するとともに、地方自治体に財政負担を転嫁することのないよう、デジタル化を国策として進めている国の責任において、全面的な支援を講じること。
理由	中継局整備は、放送事業者の自助努力により進められるべきであり、条件不利地域を抱える放送事業者が 2011 年までに、アナログ放送を視聴している全ての住民が引き続きデジタル放送の視聴が可能となるよう中継局を整備するため、来年度以降、支援の拡充強化が必要である。

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」  
(情報通信審議会平成 16 年諮問第 8 号 第 4 次中間答申 (平成 19 年 8 月 2 日))  
に対するご意見

氏名：会長 高知県政策企画部情報政策課長 伊藤 博明  
所属団名または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会  
住所：高知市本町 4 丁目 1 番 16 号 (高知県政策企画部情報政策課内)  
連絡先 (電話番号)：0 8 8 - 8 2 3 - 9 6 5 0  
(電子メール)：121401@ken.pref.kochi.lg.jp

ページ	14
ご意見等	<p>(2) 衛星によるセーフティネット 国及び放送事業者は、セーフティネットの対象となる世帯を最小限にとどめる努力を実施し、なぜ 100%カバーを達成できないのか等について、住民に対し説明しなければならない。</p> <p>また、暫定措置後の対応についても、「平成 23 (2011) 年以降も引き続き、地上系のネットワークにより送り届ける努力は続けられるべき」とあるが、これらについて、実効性のある具体的な手段やスケジュールなどを明確に示し、かつ、その実施の際には住民及び地方公共団体に費用の負担を求めないこと。</p>
理由	<p>衛星での放送については、従前、地上系のネットワークの整備など最大限の努力をしたうえで「最後の 1 軒まで」届けるための最終手段であるという説明がされてきたが、衛星での放送は、県域放送が見られないなどの課題があり、中山間地域における更なる格差を生じ、地域の住民生活に大きな影響を与えるものである。</p> <p>「緊急避難的な措置」や「暫定的なもの」の期限が明らかでない状況では、暫定措置のまま放置されることも危惧され、住民の不安が解消されない。</p> <p>まずは、「最大限の努力」の内容を定量的に示し、具体的な解消スケジュールを策定・公表するとともに、セーフティネットの対象となってしまった理由や 2011 年以降の対応についても、期限や具体的な手段を事前に明示しないと、住民の理解を得ることはできない。</p> <p>また、衛星によるセーフティネットは、送信側で対処すべき暫定的な措置であり、住民及び地方公共団体に費用負担を求めてはならない。</p>

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」  
(情報通信審議会平成 16 年諮問第 8 号 第 4 次中間答申 (平成 19 年 8 月 2 日))  
に対するご意見

氏名：会長 高知県政策企画部情報政策課長 伊藤 博明  
所属団名または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会  
住所：高知市本町 4 丁目 1 番 16 号 (高知県政策企画部情報政策課内)  
連絡先 (電話番号)：0 8 8 - 8 2 3 - 9 6 5 0  
(電子メール)：[121401@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:121401@ken.pref.kochi.lg.jp)

ページ	2 6
ご意見等	<p>(2) 辺地共聴施設</p> <p>デジタル化により辺地共聴施設を抱える市町村とその住民が、都市部よりも負担額が多くなならないよう、支援措置を講じること。</p> <p>また、来年度以降の支援制度においては、有線共聴に対する支援制度については、事業主体と対象地域の制約をなくすこと、また、無線共聴に対する支援制度については、ギャップフィルター設備も補助対象とすること。</p>
理由	<p>アナログ放送時における設置経緯や国の支援枠組みを理由として、財政負担を地方自治体に求めるべきではない。</p> <p>P 2 4 において指摘されているとおり、地方公共団体が、国から支援された残りの事業費を全額負担することは無理であり、事業主体や補助対象地域のみを見直しただけでは、辺地共聴施設を多く抱える難視聴地域の地方自治体や地元住民の負担の軽減は図れないため。</p>

(意見 8)

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」

(情報通信審議会平成 16 年諮問第 8 号 第 4 次中間答申 (平成 19 年 8 月 2 日))

に対するご意見

氏名：会長 高知県政策企画部情報政策課長 伊藤 博明

所属団名または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会

住所：高知市本町 4 丁目 1 番 16 号 (高知県政策企画部情報政策課内)

連絡先 (電話番号)：0 8 8 - 8 2 3 - 9 6 5 0

(電子メール)：[121401@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:121401@ken.pref.kochi.lg.jp)

ページ	2 6
ご意見等	(2) 辺地共聴施設 市町村が難視聴対策のため実施するギャップフィルターの多段中継が現行制度上可能であることを明確化するとともに、当該施策のため市町村又は共聴組合が設置するギャップフィルターについては電波利用料負担の免除など配慮が必要。
理由	山間部等においては、ギャップフィルターの多段中継が有線と比較し地域の実情に適応することが考えられる。 また、難視聴対策のため設置されたギャップフィルターにかかる電波利用料等の負担は一部の住民に不公平が生じるため。

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」  
(情報通信審議会平成 16 年諮問第 8 号 第 4 次中間答申 (平成 19 年 8 月 2 日))  
に対するご意見

氏名：会長 高知県政策企画部情報政策課長 伊藤 博明  
所属団名または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会  
住所：高知市本町 4 丁目 1 番 16 号  
連絡先 (電話番号)：0 8 8 - 8 2 3 - 9 6 5 0  
(電子メール)：[121401@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:121401@ken.pref.kochi.lg.jp)

ページ	2 7
ご意見等	<p>(4) デジタル混信</p> <p>難視聴の発生を最小限にとどめる努力を実施し、セーフティネット導入の際には、十分に住民に対して説明を行うこと。</p> <p>また、暫定措置後の地上系のネットワークにより送り届けるための実効性のある具体的な手段やスケジュールなどを明確に示し、かつ、その実施に際しては、住民および地方公共団体に費用の負担を求めないこと。</p>
理由	<p>衛星での放送については、従前、地上系のネットワークの整備など最大限の努力をしたうえで「最後の 1 軒まで」届けるための最終手段であるという説明がされてきたが、衛星での放送は、県域放送が見られないなどの課題があり、中山間地域における更なる格差を生じ、地域の住民生活に大きな影響を与えるものである。</p> <p>「緊急避難的な措置」や「暫定的なもの」の期限が明らかでない状況では、暫定措置のまま放置されることも危惧され、住民の不安が解消されない。</p> <p>まずは、「最大限の努力」の内容を定量的に示し、具体的な解消スケジュールを策定・公表するとともに、セーフティネットの対象となってしまった理由や 2 0 1 1 年以降の対応についても、期限や具体的な手段を事前に明示しないと、住民の理解を得ることはできない。</p> <p>また、衛星によるセーフティネットは、送信側で対処すべき暫定的な措置であり、住民及び地方公共団体に費用負担を求めてはならない。</p>

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」  
(情報通信審議会平成 16 年諮問第 8 号 第 4 次中間答申 (平成 19 年 8 月 2 日))  
に対するご意見

氏名：会長 高知県政策企画部情報政策課長 伊藤 博明  
所属団名または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会  
住所：高知市本町 4 丁目 1 番 16 号  
連絡先 (電話番号)：0 8 8 - 8 2 3 - 9 6 5 0  
(電子メール)：[121401@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:121401@ken.pref.kochi.lg.jp)

ページ	
ご意見等	<p>(3) 集合住宅共聴施設及び受信障害対策共聴施設 提言において、「できるだけ早い時期にこれらの施設のデジタル化対応できるよう周知広報に努めるべきである。」としているが、電力事業者や鉄道事業者など都道府県域を超えて多くの受信障害対策共聴施設を所有する事業者に対しては、国が本社等に対し一元的に指導・調整を行うべきである。</p>
理由	<p>都市受信障害対策共同受信施設、いわゆるビル陰等共聴施設については、ビル等の所有者が多いことから個別対応が困難なため、周知、広報による対応になると思われる。</p> <p>しかしながら、電力事業者や鉄道事業者などが所有する共聴施設については、施設改修の対応が施設毎でなく事業者毎になり、また、それらの事業者は都道府県を跨った広範囲に及ぶことから、国による指導・調整が必要である。</p> <p>現実には、地デジ移行に伴う共聴施設の在り方について、住民と電力会社でトラブルが起きており、電力会社のテレビ共聴施設は施設数、加入者数も多いことから、今後、問題が大きくなることが懸念されている。電力会社においても、地方支店のみでは事業者としての統一的な対応が困難であることから、国による事業者本部への一元的な指導・調整が必要である。</p>

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」

(情報通信審議会平成 16 年諮問第 8 号 第 4 次中間答申 (平成 19 年 8 月 2 日))

に対するご意見

氏名：会長 高知県政策企画部情報政策課長 伊藤 博明

所属団名または会社名：地上デジタル放送普及対策検討会

住所：高知市本町 4 丁目 1 番 16 号

連絡先 (電話番号)：0 8 8 - 8 2 3 - 9 6 5 0

(電子メール)：[121401@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:121401@ken.pref.kochi.lg.jp)

ページ	4 3
ご意見等	<p>(1) デジタル放送への全面移行のための体制</p> <p>「地上デジタル放送の普及の観点から地方公共団体が一定の役割を担うことは必要となるであろうが、その際には、一方的に役割や責任、財政負担を課すことがないよう」とされており、この趣旨を放送事業者や総合通信局に徹底すること。</p> <p>特に、受信環境対策に関して地方自治体に協力を求める場合には、地方自治体に対し必要な情報を提供した上で十分に協議を行い、合意形成を得て進めること。</p>
理由	<p>デジタル放送への円滑移行のためには、国と放送事業者の主体的な取組みに加え、周知、広報の面から、都道府県、市町村の協力が必要になると考える。しかし、現状は、市町村に対する情報提供や説明の不足により、市町村の関心の度合いや関与の仕方は、相当異なっている。</p> <p>また、市町村は中継局がいつできるのか等の情報が提供されていないにもかかわらず、国から共聴施設整備計画の提出が指示されるなど、デジタル化に係る事務に対して、市町村の不信感が募るような事態も散見される。</p> <p>デジタル化は国策として進められるのであるから、特に総合通信局は市町村に対して丁寧な説明を行い、市町村の理解を得ながら事務を進める必要がある。</p>